

重要事項説明書

1. 指定居宅介護支援を提供する事業者について概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 わかば会
(2) 法人所在地 青森県弘前市大字城南5丁目13番地15
(3) 電話番号 0172-36-2074
(4) 代表者氏名 理事長 三上 貴生
(5) 設立年月日 昭和63年 4月 1日

2. 指定居宅介護支援を提供する事業について概要

(1) 指定居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者の種類	指定居宅介護支援事業者
事業者名	おうよう園介護相談センター
所在地	青森県弘前市大字山崎三丁目6番地1
電話番号	0172-88-5825
FAX番号	0172-55-5880
事業所番号	青森県 第 0270202385 号
開設年月日	平成19年3月1日
サービスを提供する地域*	弘前市・平川市・黒石市・中南地域（他、要相談）

(2) 当事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	指定基準	業務内容
管理者	1名	0名	1名	事業所の管理全般と介護支援に携わる業務
主任介護支援専門員	1名	0名	1名以上	介護支援に携わる業務
介護支援専門員	1名	0名		介護支援に携わる業務

(3) 事業所窓口の営業日と営業時間

営業日	月曜日～金曜日（他必要に応ずる）
営業時間	午前9時～午後5時30分

(4) 業の目的及び運営方針

事業の目的	要介護状態または、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が指定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。・事業の実施に当たっては、市町村や、地域包括支援センター、介護保険施設他居宅サービス提供事業者等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。 ※ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

3. 居宅介護支援業務およびサービス提供までの流れ

要介護認定申請等の代行	居宅介護サービスを利用する上で、必要な要介護度の認定申請、及びその更新、又は区分変更の申請について援助し代行します。 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行ないます。
アセスメント	お客様と面談し心身の状態及び生活環境を確認し、現在抱えているニーズを把握します。 アセスメントには、全社協方式を使用し、問題点・ニーズの把握に努めます。
ケアプランの作成	アセスメントを基に、お客様、家族と相談のうえ、居宅サービス計画《ケアプラン》を作成します。居宅サービス計画の作成にあたり、お客様から介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。 利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
担当者会議	選定された指定居宅サービス事業者等とケアプラン原案内容について話し合い、情報共有を図ります。
サービスの実施	ケアプランに沿って、目標達成に向けたサービスを開始
モニタリング	毎月1回、自宅を訪問しお客様及び家族と面談し、サービス利用に関する問題点や本人状態の変化等を確認し、ケアプランに対する評価を確認します。また、居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行ないながらサービス利用状況の確認を行います。
給付管理	毎月利用になった介護保険対象サービス実績や、給付管理票を確認し青森県国民健康保険連合会へ提出し、介護保険給付が滞りなく行われるよう管理・実施します。毎月、利用票及び実績をお客様及び家族へ説明し確認いただきます。
ケアプランの変更	モニタリングにて、お客様に新たな課題や問題が浮上しケアプランに変更が必要と判断された際は、お客様及び家族と協議したうえで、居宅サービス計画書の変更を行います。
介護保険施設の紹介	居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められた時や、お客様及び家族が希望された時は、介護保険施設の紹介、その他の便宜を提供します。

4. 利用料金および加算

介護保険適用となる場合、自己負担はありません。ただし、介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を請求し、当社からサービス提供証明書を発行いたしますので、後日各市町村の介護保険課窓口へ証明書の提出で、払戻を受けられます。

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45未満である場合	要介護1.2	10,860円
		要介護3.4.5	14,110円
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45以上60未満である場合	要介護1.2	5,440円
		要介護3.4.5	7,040円
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45以上60以上である場合	要介護1.2	3,260円
		要介護3.4.5	4,220円

ICT活用又は事務職員の配置

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が50未満である場合	要介護1.2	10,860円
		要介護3.4.5	14,110円
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が50以上60未満である場合	要介護1.2	6,830円
		要介護3.4.5	6,770円
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が50以上60以上である場合	要介護1.2	3,160円
		要介護3.4.5	4,100円

(1) 加算について

加算名	料金	算定要件
初回加算	3000円/月	①新規に居宅サービス計画を作成する場合 ※契約の有無に関わらず、過去二ヶ月以上当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対し居宅サービス計画を作成した場合を指す。 ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2500円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2000円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4500円/月	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている事。
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6000円/月	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている事。
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6000円/月	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている事。
通院時情報連携加算	500円/月	①利用者一人につき月に一回の算定を限度 ②利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

(2) 減算について

特定事業所集中減算	▲2000円/月	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中した場合(指定訪問介護、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定福祉用具貸与) ※重要事項説明書別紙にて年2回報告
運営基準減算	▲基本料金の50%減算	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	▲所定単位数の95%算定	①指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一内、隣接する敷地内の建物又は同一の建物に居住する利用者 ②指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者

(3) 交通費

交通費は無料です。

ただし、サービス提供地域以外で事業所が必要と認める場合、実費負担が必要となります。

(実費負担が必要な場合は事前にご相談させていただきます。)

通常の事業所の実施地域を越えた地点から片道50キロメートルまで 1,000円

通常の事業所の実施地域を越えた地点から片道50キロメートル以上 2,000円

(4) 解約料

解約についての料金の負担はありません。

5. 居宅介護支援に係る事業所の義務について

(1) サービスの選択と同意、実施状況

①お客様ご自身がサービスを選択する事を基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正にお客様または家族に対して提供するものとします。

②指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めお客様に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、お客様は居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業等の選定理由の説明を求められます。

③特定の事業者に不当に情報を提供するようなことや、お客様の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示する事はいたしません。

④居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めお客様及び当該サービス担当者との合意を図ります。

⑤お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、地域資源の活用等、包括的かつ効率的にサービス提供が行われるよう配慮し、少なくとも月一回お客様の居宅を訪問し面接するとともにモニタリングを実施しながら状況の把握と評価を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

アセスメント（課題・問題分析）からケアプラン上の留意点、ケア目標などの目指すべき目標や到達点が明確になるよう、MDS-HC方式を使用します。

(3) 指定居宅介護支援の提供にあたり、指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、前6か月間に当該居宅支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数の占める割合と、居宅サービス計画に位置付けられ提供されたものが占める割合について、前期・後期の年2回お客様へ重要事項説明書別紙として報告させていただきます。

（前期3月1日～8月末日 後期9月1日～2月末日）

(4) 多職種との連携

①介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所等からお客様に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、お客様の口腔に関する問題、薬剤状況その他のお客様の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、お客様の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

②介護支援専門員は、お客様が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、お客様の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員はケアプランを作成した際には、当該ケアプランを主治の医師に交付します。

(5) 介護支援専門員の交代

・ 支援事業者からの介護支援専門員の交代

支援事業者の都合により、介護支援専門員を交替する事があります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

・ 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、支援事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出る事が出来ます。

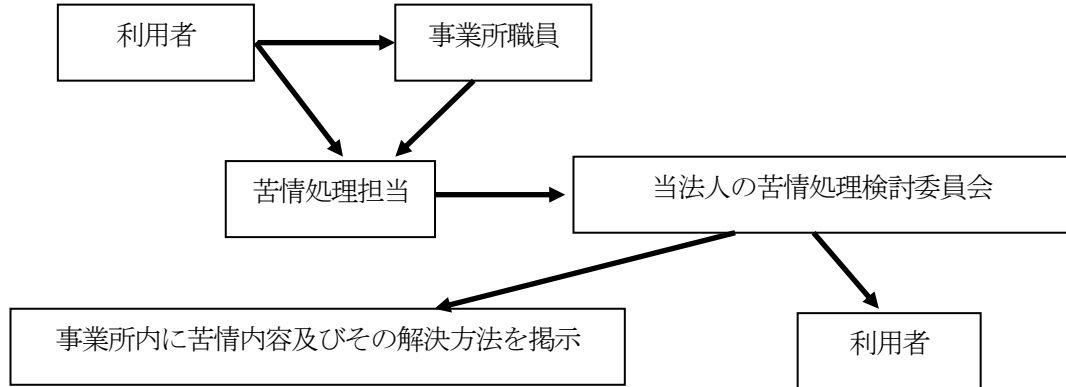
6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客さま相談・苦情窓口

担当者 小山内佳子
電話 0172-88-5825
受付日 月～金曜日

F A X 0172-55-5880
受付時間 午前9時～午後5時30分

(2) 苦情処理体制
苦情処理フロー



① その他

当事業所以外に、お住まいの市町村の窓口、及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 弘前市役所：電話 0172-35-1111(代表)・・・介護保険課にてお申し出ください。

イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336

(2) その他

当社以外に、相談・苦情窓口等を利用する事ができます。

ア 各市町村 弘前市 担当 高齢福祉課 電話 0172-35-1111

平川市 担当 高齢介護課 電話 0172-44-1111

黒石市 担当 介護保険課 電話 0172-52-2111

(※その他、各市町村の窓口まで)

イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）電話 017-723-1336

7. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、その他必要な場合には、速やかに、主治医又は協力医療機関、ご家族等へ連絡を取るなどの必要な処置を講じます。

8. 主治の医師及び医療機関との連携

事業者はおお客様の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行う為に、疾患に関する情報について必要に応じて連絡を取らせて頂きます。そのために、入院、受診時などには当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。

9. 事故発生時の対応

・サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、

速やかに利用者が住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。

- また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- なお、当事業者の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所はあいおい損害保険株式会社と損害賠償保険と契約）

10. 秘密の保持について

- (1) 当事業者の従事者は、居宅介護支援を提供する上で、その業務上知り得た利用者及びご家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 当事業者の従事者であった者は、その業務上知り得た利用者及びご家族の情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

11. 虐待の防止

事業者は、お客様の人権擁護・虐待防止などのために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定します。虐待防止に関する責任者：管理者 小山内佳子
- 2 成年後見人制度の利用を支援します。
- 3 苦情解決体制を整備します。
- 4 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修及びマニュアル整備し実施します。
- 5 サービス提供中に支援事業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します。

12. ハラスメント対策

- 1 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2 お客様が事業所の職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

13. 非常災害、感染症対策

事業者は必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災・風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルス等の感染症に対処するため事業継続に向けた計画などの策定・研修の実施、訓練を実施します。

14. 身体拘束の禁止

サービス提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束が行われる際は、その態様、時間、利用者の心身の状況、実施理由他、必要な事項を記録します。

附記	2018年4月1日	より施行する。
	2019年10月1日	より施行する。
	2020年4月1日	より施行する。
	2021年4月1日	より施行する。
	2021年9月1日	より施行する。
	2024年4月1日	より施行する。（介護保険法改正に伴い改定）
	2025年4月1日	より施行する。

今後記述の契約書内容が変更された場合は、随時別紙書面にて利用者、家族へ通知し説明致します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要事項の説明を行ないました。

重要事項内容を説明しました。

説明年月日 令和 年 月 日 説明者：

重要事項の内容の説明を受け、内容に同意します。

令和 年 月 日

お客様氏名 _____ (印)

代筆者氏名 _____

(続柄：)